

不祥事防止校内委員会 年間活動計画

福山市立旭小学校

<テーマ>

子どもたちは、私たちの姿を見て育ちます。
子どもたちに すてきな後ろ姿を 見せよう！

1 教職員の不祥事防止に関する具体的な取組み

- (1) 職員の不祥事に係る事象の報道があった時は新聞記事を配布するとともに、暮会等で研修を行い、注意を喚起する。
- (2) 広島県教育委員会の「教職員の懲戒処分に係る記者発表資料」が公布された時は資料を配布するとともに暮会等で研修を行う。(教頭)
- (3) 「求められる教師像」を名札ケースに入れて常に携帯し、一人一人に危機管理意識を常に持たせる。
- (4) 「不祥事防止チェックリスト」により、自己点検を行い、危機管理意識を継続させる。
- (5) 「教職員による不祥事の根絶(改訂版)」を活用した服務研修を行う。
- (6) 「体罰、セクハラ・ハラスメント、いじめ」相談窓口の周知を行う。(学期に1回)
- (7) 体罰・セクハラ・いじめをはじめ、その他学校生活において気になることに関する児童アンケート・保護者アンケートを実施する。(学期に1回)
(生徒指導部)
- (8) 校長による職員面談を実施する。(学期に1回)

2 年間活動計画

- 毎月の定例会(相談日と同じ第3火曜日)で、校内の様子(児童・職員)について情報交換と研修事前検討を行う。
- 校長が必要と判断した場合は、年間活動計画にかかわらず、研修内容を変更する。